

第52回廿日市市都市計画審議会【議事概要】

日 時	平成31年3月25日(月) 13:58~15:30
場 所	廿日市市役所 2階 201会議室
出席委員	中山隆弘(会長)、高井広行、三浦浩之、渡邊 聖 新田茂美、山口三成、林忠正、細田勝枝 梶原安行、正木文雄、猫本幸雄、岩根由賀、永本清三
議 題	議案 (1) 拠点の形成による持続可能なまちづくり計画(廿日市市立地適正化計画)の追加策定について(意見照会) 協議事項 (1) 廿日市市都市計画審議会における情報公開の推進について 報告事項 (1) 宮島口地区の景観形成の取り組みについて

1. 開会

2. 議案

- (1) 拠点の形成による持続可能なまちづくり計画(廿日市市立地適正化計画)の追加策定について(意見照会)

—主な質疑—

○委員 今回新たに追加された低未利用土地利用等指針と立地適正化計画との関連性はどのようなものか。

○事務局 昨今、都市の中で空き地や空き家がランダムに発生することを都市のスポンジ化と呼んでいる。昨年に都市再生特別措置法が改正され、都市の中の空き地や空き家への対処について大まかな指針を立地適正化計画の中に記載することができることとなった。

低未利用土地利用等指針を計画に記載することで、空き地や空き家の課税情報を確認できるなどの利点もある。

本市では、都市のスポンジ化がまちづくりに重大な影響を及ぼしているところまではいっていないが、今後、そのような事態になった場合で何らかの措置を講じられるよう、先んじて指針を策定している。

- 委員 沿岸部と中山間部をバスによる公共交通で結んでいるが、20年先も維持できるか。
- 事務局 公共交通は持続可能なまちづくりの大きな柱であり、沿岸部と中山間部をつなぐ民間バス路線は、重要な役割を担っている。
- 沿岸部と中山間部のバス路線を民間バスで維持できるよう定期的にバス会社と協議を行っている。20年後はどのようなになっているのかということは分からない部分もあるが、行政が公共交通を確保する責任があると考えている。
- 委員 佐伯地域の居住誘導区域以外での1,000㎡以上の開発行為が難しくなり、人口減少に拍車がかかるのではないか。
- 事務局 1,000㎡以上の開発行為が難しくなるのではなく、届出が必要になるということである。なお、現行制度においては、佐伯地域での許可が必要な開発行為は3,000㎡以上で、平成15年の市町村合併以降、開発行為は行われていない。さらに道路位置指定の件数も、市町村合併以降、数件のみとなっている状況である。

2. 協議事項

(1) 廿日市市都市計画審議会における情報公開の推進について

—主な質疑—

- 委員 なぜ、他の市の審議会などは原則公開で、都市計画審議会のみが原則非公開となっているのか。
- 事務局 他の市の審議会などは、平成12年に制定した廿日市市情報公開条例以降に設置したものであり、その条例の趣旨にのっとり原則公開としている。
- 一方、都市計画審議会は、廿日市市情報公開条例の制定前から設置されたもので、原則非公開となったままとなっている。他市の都市計画審議会も、当初は原則非公開であったものが、それぞれの市での情報公開条例の制定を契機に原則公開へと変更されている。
- 委員 次回の審議会での運営規程の改正の諮問直後から公開をするということとはできないのか。

○事務局 技術的には可能であるが、公開に先立って、事前に市民等に開催の周知をする必要があるので、実際の公開での会議はさらにその次からを予定している。

3. 報告事項

(1) 宮島口地区の景観形成の取り組みについて

—主な質疑—

○委員 現時点ではガイドラインに合わない建物なども散見されるが、将来的には、県道厳島公園線沿道も町並みが整っていくのではないかと期待している。

○委員 例えば、ガイドラインに合わない屋上看板を撤去することは、法的に可能なのか。

○事務局 ガイドラインには法的拘束力はない。この景観形成の取り組みは、地域でのワークショップを開催し、ご理解を頂いているものもある。

4. 閉会